

つくば市議会提言書

令和6年10月1日 予算決算委員会

事業名	・道路・街路・河川等整備事業 ・道路・街路維持管理事業
事業概要	交通の円滑化、歩行者の安全確保、洪水の予防など都市基盤の整備を図るため、道路、街路及び河川の整備等を行う。 安全・安心な市民生活を維持するため、市が管理する道路、水路及び街路等の維持管理・修繕・補修工事や、通学路等の除草作業、街路樹の維持管理を実施する。
提言内容	
<p>現在、道路の除草作業は、通学路については道路管理課により年3回実施されているが、雑草の繁茂が著しく、歩道からの雑草が歩行者の通行を妨げ、交差点の見通しを悪くしているなど、雑草による危険な箇所が見受けられる。道路の安全確保のため、市民からの要望に十分に答えられるよう対策を拡充することを要望する。また、茨城県が管理する主要幹線道路については、年2回の除草作業となっているが、除草回数を増やすことについて、市から県に対して強く要望していただきたい。さらに、何度も要望が出ている場所については、除草作業だけでなく、防草シートやコンクリート等による被覆等具体的な対応についても検討されたい。</p> <p>次に、道路の破損や土砂崩れ等、道路管理の瑕疵による損害賠償請求が多数発生していることについては、道路パトロールで発見されない箇所があるのが原因とも考えられ、その対策として市民からの通報が重要である。道路の不具合について市民からの通報を促すような仕組みづくりや、広報の強化を要望する。</p> <p>また、近年、極端な天候による大雨が各地で発生しており、災害防止の観点から、道路、河川及び水路等について調査設計や計画立案等を要望する。</p> <p>区会等から要望が出されている道路の新設整備については、所有者不明の土地への対応を含め、丁寧かつスピード感をもって推進されたい。</p>	

予算決算委員会都市建設分科会

提言に対する対応

道路の除草については、令和2年度から通学路の除草は回数を年2回から3回に増やし、令和7年度からは、街路についても除草を年2回から3回に増やします。また、市民からの要望やパトロール等により発見された際には、随時対応していくとともに、道路敷地内の法面等については、防草シートやコンクリート等での防草対策を検討していきます。さらに、民地からの雑草の繁茂が著しい箇所については、所有者に適正な管理をしていただくよう、民地指導を強化していきます。

茨城県が管理する道路については、年に2回除草が行われていますが、「歩行者や自転車が安全に通行できない」、「ドライバーの視界が遮られ危険である」等、雑草の繁茂に関する相談が市にも多く寄せられているため、除草の時期や除草の回数を検討していただくよう県に要望します。

道路の不具合については、広報強化の一端として、市広報紙に道路の不具合があった際に市民からの通報を促すような記事を掲載し、通報を促すような仕組みづくりとしては、現在道路破損などの気づきを気軽に通報できるシステム導入の協議を庁内で進めており、今年度中には点灯していない街路灯に関する情報など、一部について市民利用を開始します。また、道路破損の通報についても、来年度中には市民が通報できるようシステムを整備します。

道路、河川及び水路の改修にあたっては、災害防止の観点から、冠水箇所や法面崩落箇所等危険箇所を把握し、側溝等の土砂撤去などの維持管理に引き続き努めるとともに、計画的な整備を行っていきます。

区会等からの道路拡幅等に関する要望については、現地調査を踏まえ、評価の上、事業化への優先順位を決定し、計画的に事業を進めています。また、所有者不明土地への対応については、水戸地方法務局に調査を依頼し、早期に所有者等を特定するよう努めていきます。

提言に対する対応についての分科会所感・確認事項

道路・街路・河川等整備事業及び道路・街路維持管理事業の対応全般について、概ね前向きな対応を評価する。

しかし、除草については、周辺地域をはじめ外来種などの雑草の繁茂が著しく、特に高齢者や通学する生徒が多い危険な箇所においては、道路ボランティアの支援や作業工程・作業時期の見直し、コンクリート被覆や場合によっては薬剤使用など創意工夫を図り、茨城県に対しても情報共有しながら引き続き要望されたい。

その他、道路破損箇所を市民が通報できるシステムの構築には大変期待するところではあるが、システム利用に関しては市民と行政の双方が円滑に運用できるものとなるよう調査研究されたい。

(都市建設分科会)